

問1 (5)

この問題は、「有害業務の安全衛生管理体制」の知識を問う問題である。一定の条件に該当する事業場は、事業場に専属の産業医を選任することが義務付けられている。この条件を確認しておく。

重要ポイント

専属の産業医を選任すべき事業場を確認しておく。

- ① 常時1000人以上の労働者を使用する事業場
- ② 有害業務など（深夜業含む）に常時500人以上の労働者を使用する事業場

法令：安衛則第13条第1項第3号

関連問題：H29.10.問1 H30.4.問1 H30.10.問1 H31.4.問1

過去の公表問題の重要ポイント

(1) 衛生管理者の選任数（安衛則第7条第1項第4号）……H28.10.問1

- ① 50人以上200人以下 → 1人
- ② 200人を超え500人以下 → 2人
- ③ 500人を超え1000人以下 → 3人
- ④ 1000人を超え2000人以下 → 4人
- ⑤ 2000人を超え3000人以下 → 5人
- ⑥ 3000人を超える場合 → 6人

(2) 衛生管理者の専任が必要な条件（安衛則第7条第1項第5号）……H28.10.

問1

- ① 常時1000人を超える労働者を使用する事業場
- ② 常時500人を超え、かつ一定の有害業務に常時30人以上の労働者を従事させる事業場

問2 次のAからDの作業について、法令上、作業主任者の選任が義務付けられているものの組合せは(1)～(5)のうちどれか。

- A 自然換気が不十分な場所におけるはんだ付けの作業
- B 屋内作業場におけるアーク溶接の作業
- C 屋内作業場においてトルエンを用いて行う洗浄の作業
- D 圧気工法により、大気圧を超える気圧下の作業室において行う作業

- (1) A, B
- (2) A, C
- (3) B, C
- (4) A, D
- (5) C, D